

るわけではなく、ことに、各編について、その態度はまちまちである。ただ、本書が解釈論を第1目標としないこと、史的発展とか労働運動や労使関係の現実に応じて、そこから法体系ないし法理論についての問題点をとり出そうと努力している、という意味で、社会学的傾向を示しているということは許されるであろう。そうした観点から解釈論についての判例や学説についての批判が行なわれているし、また、特に、社会保障の領域では立法政策上の具体的提案もひき出されている。

ところで、本書が、労働法学の側からの研究であることからすれば、研究態度はそれとして、本書が労働法や社会保障法についての理論体系について、何をわれわれに提供しているか、ということに、本書の評価の基準を求めないわけにはゆかない。

(1) 本書が生存権の観念ないし思想に重点をおいていることが、社会保障の領域に重きを置く特色となっており、あらわれていることは前にも述べた。「労働者権」と「生存権」という二つの柱が、本書の各部門を支える支柱となっているといえよう。この点からいうと、生存権の観念について憲法二五条の規定を中心としてしばしば論及されていることは当然であるが、生存権（ないし労働者権）の基本的構造にふれる論稿を見出し得ないことは、ややものたりない。言葉をかえていうと、生存権や労働者権の法構造の分析が欠けていること、またその相互関係について法理論的に掘り下げが行なわれていないこと（私は解釈論的な理論を必ずしも要求しているのではなく、むしろ法社会学的な位置づけを問題としているのである）を問題だというのである。

(2) 私は、史的発展と社会的現実の中に、労働法と社会保障法の基本問題を探ろうとする本書の意欲的な狙いに注目していることは、前にも述べたが、特に生存権の観念を軸として展開される本書所収の諸論稿に対して、もっとも期待をかけたのは、従来、法律学の側から、理論的に掘り下げられなかった社会保障制度に対して、本書、特に、Ⅴ～Ⅶの研究が、どのような角度から問題に迫り、また、どのような法理論的な成果を挙げたか、という点であった。戦後欧米諸国ないし ILO によって、強い関心が示されるようになった社会保障制度については、各国の研究も進み、また、わが国においても、政策上理論上の研究課題として、とみに学界の関心をひきつつあることは、周知の事実である。そして、わが国についてのみ見ても、社会政策学を中心として、保険学が、その社会保険理論の長い伝統の上に研究を進め、また、近来、経済理論の側からも、社会保障制度を裏づける経

済理論が探究されつつある。

ところが、法学の分野からは、戦前にも、社会保険その他公的扶助についての理論的研究はほとんど進展を見ず、労働法理論の取り残された分野の観を呈していたし、戦後も、他の社会科学の研究に比して、著しい立ち遅れを示している。

このような事情は、実は、故なきことではない。戦前の社会保険ないし、公的扶助制度は、欧米諸国に対比してもっとも立ち遅れた部門であり、戦後急速に、先進諸国の制度に接近したものの、なお、社会生活の実態においても、国民意識の上でも、十分に成熟せず、したがって、制度上もモザイクの域を脱していないことは、本書所収の論稿のいずれもが指摘しているところである。しかも、法制やこれを支える社会生活は、ある程度の発展の段階において、体系的に整備された法律論を生み出すという関係から、社会保障制度に関するかぎり、日本の法律学は、きわめて不利な条件の下に、その作業を進めているのである。

私も、数年前に、「社会保障法」というテーマについての研究を試みたことがあるが（有斐閣『法律学全集』6巻）、その法体系の理論的把握について苦慮したものの、遂に、満足すべき体系的理論を示すに至らず、また、制度の実体的な運用についての解釈論を提供することにも成功しなかったという苦い体験をもっている。

しかし、ある意味では、それだからこそ、本書に寄せる私の期待も大きかったのである。しかし、本書の社会保障法の部分についての研究は、私として苦い体験をもつだけに、史的研究としても、制度の体系的把握への試みとしても、また、細かい技術論としても、私に数々の貴重な示唆を与えることを認めつつも、社会保障の法律論として、なお、未完成であると感じたことを告白しないわけにはいかない。特に、制度の「法的」な把握という点で、やや物たりぬものを感じたのである。私みずから、社会保障の法律論を志しつつ成功しなかった経験からいえば、一方に生存権ないし社会法の法概念を追求するに不十分であると同時に、社会保障上の諸制度の相互的関連を明らかにするための、細かい制度上の検討に欠くところがあったことを反省しているのであるが、本書においても、もっとも問題なのは、この種の追求検討にあるという感じを打ち消すには至らなかったのである。

岩波書店の「現代法」の講座は、法解釈論を中心とせず、各法域における基本問題の摘出を狙った点で、きわめて新味のあるものであり、この講座が、問題意識の旺

盛な中堅学者を動員したことも、この狙いからのことであると思われる。『現代法と労働』は、特に問題が多く、法の理論ないし体系が流動的である分野を対象としただけに、きわめて異色ある問題の呈示に成功したことを私は疑わない。しかし、多数の学者を動員して、基本問題を提示しようとするこの試みは、この分野において特殊の困難に当面せざるを得なかったのではないか。通説と称するものを取り出すことさえ困難である労働法プロパーの分野において、まして、法理論的研究が最近はじめられたといってよい社会保障をめぐる法律制度において、問題が山積し、安定的な理論や法体系を法学者が模索しているに等しいこの分野において、『現代法と労働』は、このような労働法学の実情を人々に示すには成功したと

しても、労働法学の進行の方向や、やがて達すべき体系に向って、読者を誘導することには必ずしも成功しなかったのではあるまいか。

この困難な共同作業に向って、私の紹介と批判とは、むしろ消極的な面を強調し、そこに含まれる数々の示唆について触れなかったとのそしりを免れないかも知れない。しかし、労働法学の方法や体系の確立を目指して研究を進めるに当って、ほとんど超えることが不可能とも思われる理論上の障害の数々に当面している私としては、次の世代の研究に、みずからの力の限度を越えての躍進を期待し、この期待があえて望蜀の言葉となったことについて、執筆者ならびに読者の宥恕を希望する次第である。

(吾妻 光俊 一橋大学教授)

社会福祉に関する概論書について

木田 徹郎 著

『社会福祉概論』

新日本法規出版 昭和 39 年 390 ページ

一番ヶ瀬康子 著

『社会福祉事業概論』

誠信書房 昭和 39 年 236 ページ

日本社会事業研究会編

『社会福祉事業概説』

ミネルヴァ書房 昭和 39 年 262 ページ

1 ここ 1～2 年の間に、社会福祉に関する概論書が数冊出版されている。ここではこのうち、木田徹郎著『社会福祉概論』(昭和 39 年 5 月、社会福祉講座、新日本法規出版)、一番ヶ瀬康子著『社会福祉事業概論』(昭和 39 年 9 月、誠信書房)、日本社会事業研究会編『社会福祉事業概説』(昭和 39 年 5 月、ミネルヴァ書房)の 3 冊を取りあげ、読書案内的な紹介と簡単なコメントを行ない、ブック・レビューにかえることにしたい。

2 現実の社会に生起する「社会的」問題は、時代とその社会の変化の中で、きわめて複雑で多様なものとなっている。したがってこれらの問題の解決のための実践も、多岐にわたらざるをえないしこの実践の一つの体系としての社会福祉事業も、きわめて多面的で複雑なもの

となっている。戦後 20 年の社会福祉事業の歩みを振り返ってみると、変動する社会の中から、たえず新しい問題が生れ、これらに対する新しい対策を生み出し、社会福祉事業の内容を拡げ、方法・技術の専門化をすすめる結果を招いてきたともいえる。けれどもこの過程は、同時に総合化・体系化をつねに伴わなければならない。もしこの努力がなおざりにされるならば、社会福祉事業は、たんなる現象羅列的な経験のごたませに陥り、各分野・領域ごとのセクト化とアンバランスをうみ出し、この事業そのものの目的を効果的に果すことを難しくすることになる。

今まで数多くの社会福祉の概説書が出版され、社会福祉の理論化・体系化の努力が試みられてきたのは、一つ

には以上の状況を反映したものともみることできる。ある人はこの理論化、総合化、体系化を、技術論の立場から、他の人びとは政策論の視点から、また行政論の立場からという具合にこれまで数多くの努力が積み重ねられて、それぞれ現実の要請に応じてきた。

今回ここで紹介を試みる3冊の概論・概説書は、それなりにこの体系化の課題を取上げているが、とくに木田徹郎著『社会福祉概論』は、真正面からこの課題に立ち向っている。

3 木田教授は、この『概論』を出版される前に、木村忠二郎氏と共著の形で『社会福祉事業一般』（昭和38年、全国社会福祉協議会発行）を世に送っているが、社会福祉の体系化・総合化についての基本的考えは、すでにこの中でも展開され、さらに今回の『概論』ではより具体的に論述を行なっている。

教授は、社会福祉を「今日では一応体系化・制度化したひとつの社会的な構造であると同時に、それは専門的に従事している、ひとつの特殊な行動、すなわち専門的技術または専門的職務」と規定する。ここでいう「ひとつの社会的な構造」とは、社会学的にいうと、ひとつの社会体系（システム）という意味である。要するに社会福祉を目指す、もろもろの社会福祉の実践が制度化されたもので、社会福祉の政策・制度・諸施設等を意味している。これに対して、この社会的な構造の機能は、社会福祉の専門的な技術または専門的職務となってあらわれる。その限りでは、両者は盾の両面であり、わかち難く結びついたものである。この様に社会福祉をみることによって、教授は従来の技術論的視点からの社会福祉へのアプローチをのりこえ、さらに政策論的視点のそれとの総合化・体系化を試みようとしている。

この視点は当然社会福祉事業の対象である「社会的問題」の理解にもつらぬかれる。すなわち「社会的問題」を、社会体制（とくに資本主義体制）とのかかわりあい、それを決定的に重視する考え方を、一元論的考え方として、これに対して教授は、当該社会の構造・機能との関連で、多次元的に問題を分析しなければならないとしている。つまり問題分析の枠組は、「部分的・具体的な社会体系や生活構造に求めて、諸問題を、本人自身における問題の視点、家族、友人、その他身近な集団における問題視点、地域社会、職業、産業等のよりひろい視点という枠組」（p.8）で分析することを主張する。

同様なことは、社会福祉事業の専門的行動体系としての、方法・技術の面にもいえる。これらの行動は、上述した様に構造に対する機能として捉えられるが、この技

術は社会体系との相互依存の中で捉えられなければならない。

要するに一言でいえば、構造・機能分析の視点である。たしかにこの視点は、絶えず現実を生起する問題を、具体的に解決しなければならない社会福祉事業にとって、有効な視点の一つとなることは疑いえない。その上この基本的考え方は、教授にあってはアメリカ現代社会学の主な潮流をなす、構造機能分析の理論を直輸入したのではなく、教授の長い間の社会福祉事業の実際の経験と研究に結びつけられることによって、きわめて説得的なものとなっている。

しかし具体的な問題を、様々な社会システム、構成因子等の相互依存性の中で捉える場合、その視点の是非はともあれ実際に社会福祉事業の総合化・体系化をはかるために、依然として困難な問題がある。教授はこのために一挙に一般理論の樹立に立ち向わずに、むしろ当面中範囲の理論の確立に主眼をおいている。そのために、(1)問題の分析とその典型構成、(2)問題状況を変化させるための社会福祉の介入、(3)問題状況の変化のプロセス分析、(4)以上の計画的変化の体系構成というアプローチを強調する。そしてこのアプローチを経て、社会福祉事業の専門的行動体系の確立と専門化をなしとげ、それらをより科学的なものにすることが当面何よりも重要と考えている。

この考えを具体的に論述しているのは、第3篇、第1章「社会福祉の科学的研究と体系化の理論」である。この部分は難解であるが、きわめて示唆に富んでいる。もっともこの部分は、水準の高い専門的記述であるために、概論書にとってなじむかどうかは、若干懸念される。しかし教授の社会福祉の体系化の提案は、この記述を抜くと、平板に理解されるおそれがでてくる。たしかにこの章を深く学ぶことによって、はじめて、第1篇、第2篇の内容を具体的に理解できるようになる。同様なことは『社会福祉事業一般』の理解のためにも必要である。

ただ駄足的に言えば、第2篇の歴史的記述は、教授の構造機能分析的視点からいえば、むしろ社会変動との関連をより強調した方が、教授の考えを適切に表わすことになったのではないかと思われる。

しかし社会福祉の全体を総合し、体系的理論にまで高める課題は残っている。教授の中範囲理論の確立の必要性は正しい指摘であり、この提案は社会福祉の科学的体系化に資することが大である。しかし総合化となると問題は別であろう。第3篇の論述は、それ自体としてきわめて重要な内容を含んでいるが、総合的体系化という点

では、若干不満は残る。しかしこのことはわが国の社会福祉事業およびその研究水準の全体的立ちおくれにその因は求められるべきかもしれない。しかしこの点で若干の工夫はできないであろうか。この本では、第3編、第3章は「社会福祉の専門的行動体系」、第4章は「社会福祉事業の制度体系」などで構成されている。この構成は、概論書としての性格上、妥当なものであるかも知れない。けれども第3篇の構成の中に、各論的記述をふくめ、この中で、教授の構造・機能分析の視点からの、裏うちを行なうことも必要ではなかったであろうか。

たとえば老人問題を例にとるならば、老人を、家族、地域社会、集団、階層、産業……などとの関連で多次的に、かつ歴史的に捉え、これに対する社会の関心、態度の変化との関係を含めて、対策なり技術を明らかにすることも可能ではなからうか。もしこの様な記述が許されるならば、老人問題はよりダイナミックに捉えられ、社会保障とか、社会福祉事業との関連などもより具体的に明らかにすることになりはしないか。またこれらの各論的な記述と分析の上に立って、専門的行動体系、制度体系、財政、従事者の問題などが総括的にまとめられれば、教授の意図は、よりあざやかに示すことになるのではないかとも思われる。

4 社会福祉事業の総合化、体系化について、一番ヶ瀬康子の『社会福祉事業概論』にもいくつかの考え方がうかがわれる。著者は、昭和38年に名著の評の高い『アメリカ社会福祉発達史』をまとめられ、昭和39年に本書とほぼ時を同じくして『日本の児童福祉』、さらに『日本の婦人問題』を世に送り、翌年には小松源助氏との共著で『社会福祉概論』を出版するなど、きわめて多産的である。最後の『概論』は栄養士、保健婦、看護婦などのテキストとして書かれている関係で、記述は簡単である。したがってここでは『社会福祉事業概論』を主として取上げることとしよう。

著者は社会福祉事業を捉える視点を、はしがきの中で「第一に現実の社会福祉事業の生成過程と実態を、とくに今日の社会である資本主義社会の法則に照してみつめること、第2に、第1との関連で社会福祉事業のなかにひそんでいる具体的な法則性や課題を把握すること、そしてさいごにそれを活動あるいは実践の立場において、再構成すること」とのべている。

著者はこの視点に立って、社会福祉事業を生活問題とのかかわりあい追求する。この際、生活問題のもつ性格上、その具体的、多角的把握の必要を強調し、社会病理学の成果を取り入れつつ、生活問題の体制的な意味を

これにもり込もうとしている。このことは、生活問題への対応策としての社会福祉事業、社会保障に深く係りあってくる。ただ著者は生活問題の具体的、多角的把握のために、体制論的把握と、「社会病理学的」アプローチをどのような論理でつなぐかは明らかにしてはしてくれていない。この点本書は、著者自身が断っているように、「入門的知識を概説」しようとする性格上、そこまで注文する方が無理なことかもしれない。

しかしこの点について、著者は全然触れることをさけているのではなく、別の形で、この考え方の一端は示してくれている。

たとえば著者は生活問題への対応策を、歴史的に追求する（この部分はさすがに圧巻である。簡潔な記述の中で、要点を明確に指摘し、社会福祉事業の歴史的な性格を論述する）。そして生活問題は貧困とともに、人間性の疎外、家族の崩壊、地域的偏差などになって、個別的社会的にあらわれる点を指摘し、これに対する対策として、一定の経済給付を平均的、一般的に行なう「狭義」の社会保障と、その発現形態に対する個別的な特殊の処遇としての社会福祉事業の性格を捉え、さらに現実には、社会福祉事業の社会保障に対する代替、補充機能を明らかにする。そしてこの社会福祉事業の体系化、総合化を、問題別対策別に整理を行なっている。本書112頁以下115頁の社会福祉事業体系に関する一番ヶ瀬試案はそれである。もっともこれは現実の諸制度や、技術を整理し、体系化しようとするもので、必ずしも一定の理論にもとづく総合化とはいいいにくい。

その点ではむしろ本書、「V、社会福祉事業の現状分析の指標」の中に述べられている点の方が、より教訓的である。著者は生活問題がどのように拡大し変容してきたかを多面的にとらえ、「より具体的に、たとえば児童問題、婦人問題、老人問題などというように、考察し把握することの重要性を強調し、その上で生活問題の展望として、他の諸政策との関連、社会福祉と産業社会の関係などを例示的に示してくれる。

したがって本書に各論別の記述が盛り込まれることができれば、この点はより明確化されることになったと思われる。その意味で、生活科学調査会から出版された『日本の児童福祉——子どもの生活と権利——』（昭和39年）とか、ミネルヴァ書房発行の『現代の婦人問題』（昭和40年）など、最近著者のつぎつぎに発表されるものは、この意味で注目しなければならない。

5 日本社会事業研究会編『社会福祉事業概説』は昭和34年に同会が刊行した『社会事業要論』に代って、新

しく書き改められたものである。この本は 14 名の各々の分野での専門家の執筆になるもので、上述の二つの著書とは、性格を異にする。したがって社会福祉事業の総合化、体系化をただちに問題にするわけにはいかない。

しかしいくつかの章・節に、それへの志向は見出すことができる。たとえば、「7. 社会事業の対象」の項で、執筆者は社会事業の対象が、資本主義社会の発展につれて、質量ともに拡大し、「社会的落伍者」としての「被救恤的窮民」から国民大衆に拡大する過程をのべ、国家独占資本主義のもとでの、社会事業の在り方に注目している。すなわち国家独占資本主義の下で、国民大衆の労働と生活に対応するものとして、社会政策、社会保障と共に、社会事業を考え、労働条件に対しては社会政策を、所得と医療の最低保障を社会保障が、個人や集団の社会生活上の困難をとりあげて、フィールド・ワークによって解決をはかるものとして社会事業を性格づけている。ここでは社会事業は、狭い意味でのソーシャル・サービスとして扱われている。しかし、だからといって技術論的視点に入り込むのではなく、対象と問題の性格とのかかわりあい、この特殊的・個別的・自発的なはたらきかけを問題にする。その際、対象の側からの運動論との関連を把握することも忘れていない。いわばこの考え方は、社会福祉事業をすぐれて歴史的・体制的なものとして扱えた上で、対策、問題、主体、制度、技術、運動などの諸条件をダイナミックに捉えようとするものである。もちろんこの視点は、共同執筆という性格上、その他の章節につらぬかれているとはいいがたい。しかし同じ人の執筆になる「14. 社会事業の分野」における体系化の試みには、このような考え方がもろこまれている（127 頁参照）。もっともこれは、上述の一番ヶ瀬試案の場合と同じように、複雑多岐にわたる社会福祉分野の整理を目的とした体系化に外ならない。その意味で真の体系化・総合化は、別の著書に期待する外はないであろう。

6 以上主として社会福祉事業の総合化・体系化ということと関連させて、3つの書物の紹介を行なったが、それぞれの本は必ずしもこの総合化・体系化を主なねらいとして書かれたものではない。したがってこの問題以外にも、学ぶべき論点内容が豊富にある。

たとえば木田教授の『概論』には、社会福祉事業の現代的意義と課題がまとめられているが、この中で、コミュニティ・デベロップメントないしはソーシャル・プランニングの意義と位置づけについての論述はその一つである。教授はコミュニティ・デベロップメントについて、社会福祉事業の専門的行動の発展の系譜の中で捉えてい

る。すなわち社会福祉の実践とは、問題状況と問題の計画的変革として捉えられ、この計画的変革をケース・ワーク・グループ、ワークコミュニティ・オーガニゼーション、ソーシャル・アクションなどの技術の展開と発展の道すじを明らかにされる。そして現代社会の問題状況と問題に立ち向う計画的変革として、コミュニティ・デベロップメント、ソーシャル・プランニングを位置づける。この指摘は近年のソーシャル・デベロップメントの研究にとっても示唆的である。

なおこの問題と関連して、教授は社会福祉の質・量の把握の重要性も強調している。そしてとくに質的な把握が、この分野でとくに立ちおけているとして、方法論的にも今後の課題としている。ただ本書ではこの点必ずしも十分に教授の見解は示されていない。（もっとも教授は、その後の学会その他で、この問題について、独創的な問題提起を行なっておられるので、その中まとまった成果を私どもに示してくれる日があらうと思っている。）

この他、社会調査についての論述は、教授の具体的経験と結びつけられている関係で、とくに参考になると思われる。

7 一番ヶ瀬康子著の『社会福祉事業概論』についても多くの参考になる内容がふくまれている。すでに上述したように、社会福祉事業の歴史についての評価は、ここで繰返す必要はあるまい。この他とくに第V章では、社会福祉事業の対象把握とその充足度の記述と同時に、地域性を考慮した適正配置、運用状況、福祉事業従事者の問題、施設・設備、経営・管理その他がきわめて要領よくまとめられている。この他第VI章、社会福祉事業政策の部分も同様である。しかもこれらの指摘が著者のいう「活動あるいは実践の立場において再構成」しようとする問題意識に支えられ、切実な問題を現場の人の目と目で捉えようとしている点は学ぶべきところである。ただ限られた紙幅で、多様な問題点をえぐり出さなければならないために、いくつかの点で、より突込んだ分析を望むことができないのは残念であり、他日の労作を期待したい。

8 日本社会事業研究会編の『概説』は、各々の分野での第一人者および新進気鋭の人の目によって執筆されているが、1人の人が書いたものと異って、完全な意味での一貫性は期待するわけにはいかない。しかし共同執筆とはいっても、この種のものとしては、比較的まとまり、前回の『社会事業要論』よりは、いっそうその感が強い。

しかも各々の章節は、各々の分野の専門家によってま